

令和9年度 千葉市スクールソーシャルワーカー採用候補者募集要項

千葉市教育委員会

令和8年9月

千葉市教育委員会では、「千葉市スクールソーシャルワーカー」として、教育分野及び社会福祉に関する専門的な知識・技術を用いて、児童生徒やその家庭への支援等を行う方を次のとおり募集します。

1 応募資格

スクールソーシャルワーカーとして積極的に取り組む意欲があり、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者。または、令和9年3月31日までに社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得する見込みの者。

2 採用予定人数

若干名

3 業務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働き掛け
- (2) 関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 千葉市教育委員会が行う連絡会議等への出席
- (7) その他、教育委員会が必要と認める教育相談体制の充実に関する活動

4 勤務条件

（勤務場所（配置場所）、勤務時間、報酬等については、令和8年度の実績）

- (1) 配置場所 千葉市教育委員会内（要請により、配置場所から各学校を訪問）
- (2) 勤務時間 年間864時間（原則として、1日6時間 週3日 48週 応相談）
- (3) 休憩時間 12:00～13:00（60分）
- (4) 所定勤務時間を超える勤務の有無
原則無（緊急的な対応等で所定勤務時間を超える場合は別途通知する）
- (5) 休日 土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日並びに年末年始
（緊急的な対応または学校行事等の事情により勤務する場合は別途通知する）
- (6) 報酬等
 - ① 報酬（地域手当を含む） 3,539円
※上記は令和8年度の金額であり、今後変更の可能性があります。
 - ② 通勤手当 実費相当額を本市規定により支給する
 - ③ 旅費 訪問要請場所への交通費を本市規定により支給する

- ④ 期末手当 本市規定により支給する
- (7) 雇用期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日
(条件付採用期間（原則1か月）あり、再度任用の可能性あり)
- (8) 服務
地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用されるとともに、懲戒処分等の対象になります。
- (9) 保険の適用について 社会保険及び雇用保険の適用はありません。
- (10) 公務災害 労働災害補償保険法に定めるところにより補償します。

5 募集期間

令和8年10月1日(木)～令和8年11月6日(金)

6 応募手続

次の書類を郵送で提出する。令和8年11月6日(金)までに必着のこと。

- (1) 「千葉市スクールソーシャルワーカー採用候補者登録申請書」(所定用紙)
写真は最近3か月以内に撮影したもの。
- (2) 面接日希望票 (所定用紙)
- (3) 履歴書 (所定用紙)
履歴事項に資格が記載されている場合には、それを証明するものの写しを添付すること。また資格取得予定の場合は、現在所属している教育機関が発行する在学証明書または学生証の写し等を添付すること。
- (4) 返信用封筒 (長形3号封筒に110円切手を貼付し、本人の宛名を明記したもの)

* (1)「登録申請書」(2)「面接日希望票」(3)「履歴書」(所定用紙)について

下記の方法で、所定用紙の準備を行ってください。

- ①直接取りに行く。(配布場所：千葉市教育委員会学校教育部教育支援課)
- ②郵送で依頼する。返信用封筒 (定形：長形3号封筒に110円切手貼付。本人の宛名を明記したもの) を必ず同封すること。
- ③千葉市ホームページからダウンロードする。
千葉市 → キーワードから探す → スクールソーシャルワーカーで検索
→ 千葉市スクールソーシャルワーカー採用候補者募集要項

7 応募書類の提出先及び問い合わせ先

千葉市教育委員会学校教育部教育支援課 指導主事 安岡 香奈子 宛
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 (市役所高層棟10階)
TEL 043-245-5935 (休日を除く9:00～17:00)

※メールでのお問い合わせには対応いたしかねます。また、一度提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

8 書類審査（第一次）

応募書類を審査のうえ、令和9年度千葉市スクールソーシャルワーカー採用候補者として登録する。書類審査の結果は、返信用封筒にて送付する。

9 面接（第二次）

採用候補者として登録した者には、千葉市教育委員会の面接を実施する。

- (1) 面接日 令和8年12月14日（月）～18日（金）の予定
- (2) 会場 千葉市役所
- (3) その他 詳細については、書類審査の結果と併せて通知する。

10 採用

- (1) 採用候補登録者の中から面接により選考し、採用内定者を決定する。
- (2) 面接の結果については、令和9年2月上旬以降に千葉市教育委員会から通知する。

11 その他

- (1) 令和9年3月31日までに資格が取得できなかった場合は、採用取り消しになることもある。
- (2) 採用候補登録有効期限は、令和10年3月31日とする。欠員が出た場合、年度途中の採用もある。
- (3) その他、登録・採用に当たって必要なことは、千葉市教育委員会として別に定める。
- (4) 応募資格及び報酬等勤務条件は、令和8年度のものであり諸条件により変更する場合もある。